

日 薬 業 発 第 343 号
令和元年 12 月 18 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 山 本 信 夫

「抗微生物薬適正使用の手引き 第二版」の周知について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省健康局結核感染症課長より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

「抗微生物薬適正使用の手引き第一版」につきましては、平成 29 年 6 月 20 日付け日薬業発第 95 号にてお知らせしたところですが、今般、厚生労働省において「抗微生物薬適正使用の手引き 第二版」を取りまとめたとのことです。

主な改正内容は、生後 3 か月以上から学童期未満の乳幼児の急性気道感染症、急性下痢症、急性中耳炎に関わる記載を追記する等の所要の改正が行われました。また、同手引きにつきましては、以下の URL から閲覧できます。

つきましては、貴会会員へご周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○抗微生物薬適正使用の手引き 第二版

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 薬剤耐性 (AMR) 対策について

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000573655.pdf>



健感発1205第3号
令和元年12月5日

公益社団法人 日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



「抗微生物薬適正使用の手引き 第二版」の周知について

感染症行政の推進につきましては、日頃から御支援と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

全世界的に深刻な問題となっている薬剤耐性 (Antimicrobial Resistance; AMR) に係る対応については、「抗微生物薬適正使用の手引き 第一版」の周知について」(健感発0601第4号平成29年6月1日)等を踏まえ、ご協力いただいているところです。

今般、「抗微生物薬適正使用の手引き 第二版」を取りまとめました。主な改訂内容は下記のとおりです。

つきましては、本手引きについて広く活用いただけるよう、貴会会員への周知をよろしく願いいたします。なお、地方公共団体に対しても別途通知していることを申し添えます。

記

- ・生後3か月以上から学童期末満の乳幼児の急性気道感染症、急性下痢症、急性中耳炎に関わる記載を追記するほか、所要の改正を行った。

(参考) 「抗微生物薬適正使用の手引き 第二版」の掲載先：
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000573655.pdf>